

機構及び事務分掌



令和4年5月16日

港 湾 局

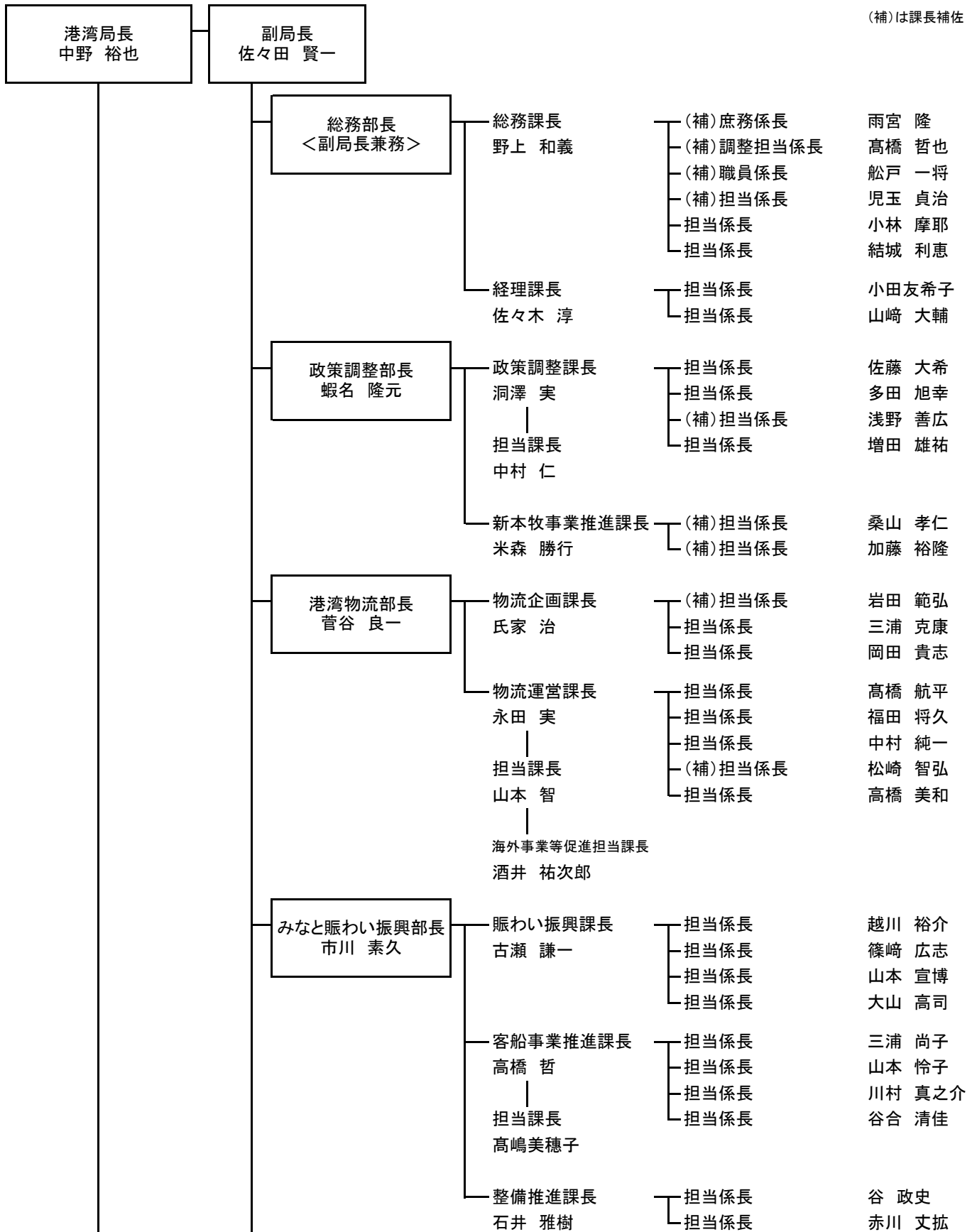
目 次

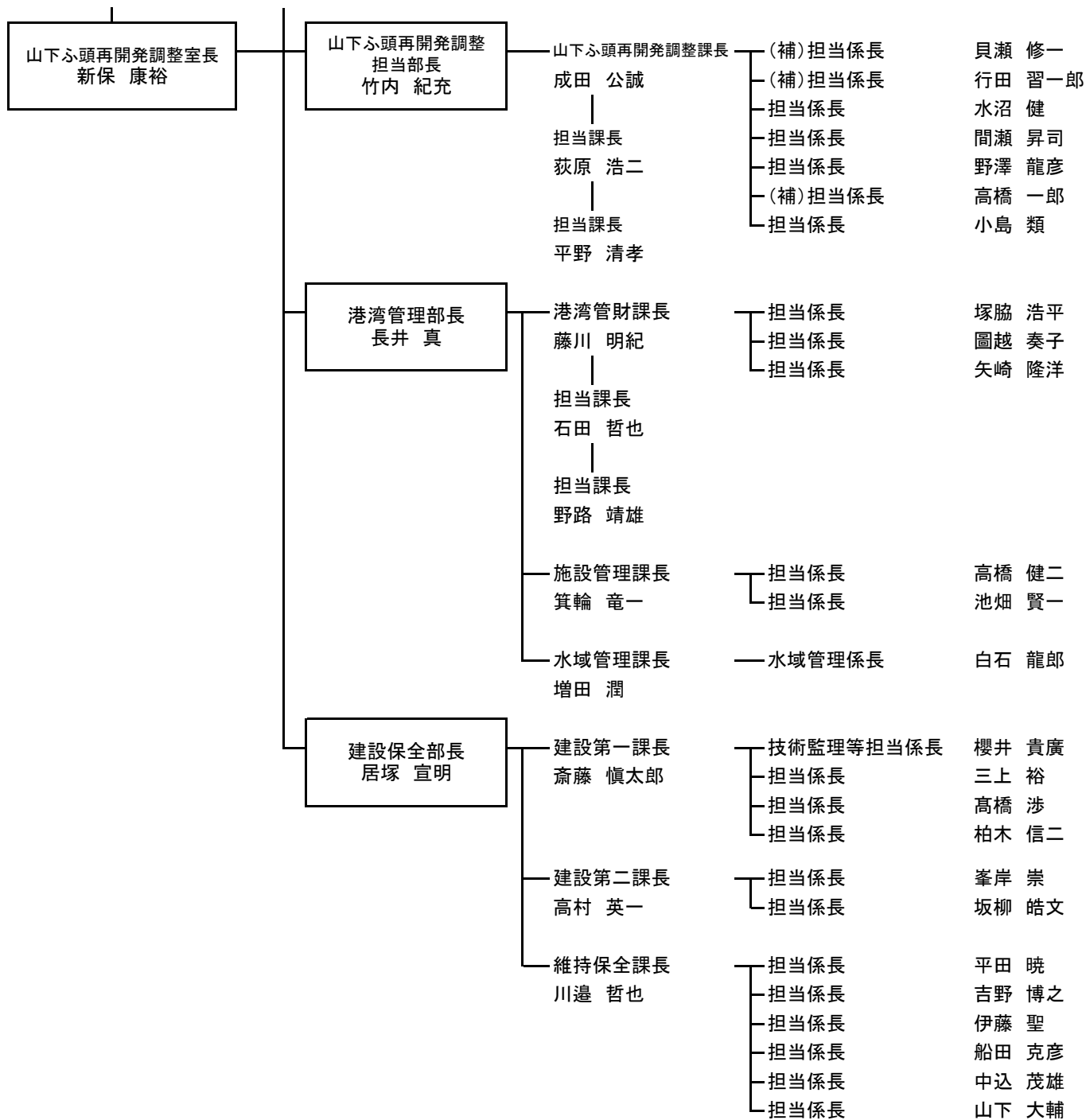
1	機構図	1
2	派遣職員一覧表	3
3	事務分掌	4

1 港湾局機構図

令和4年5月16日現在

(補)は課長補佐





2 派遣職員一覧表

令和4年5月16日現在

補職名	氏名	
港湾局担当部長	今宮 佳浩	横浜港埠頭株式会社
港湾局担当課長	飯島 雄一郎	
港湾局担当係長	武居 真紀	
港湾局担当係長	大賀 宣保	
港湾局担当理事	植松 久尚	横浜川崎国際港湾株式会社
港湾局担当部長	大濱 宏之	
港湾局担当部長	瀬下 英朗	
港湾局担当課長	鈴木 康弘	
港湾局担当課長	本田 裕一	
港湾局担当課長	上田 新平	
港湾局担当係長	大原 礼	
港湾局担当係長	陳 卓	
港湾局担当係長	大内 康平	
港湾局担当係長	岩崎 如透	
港湾局担当係長	坂本 寛和	一般財団法人みなと総合研究財団

3 事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の人事及び文書に関すること。
- (2) 局に属する庁舎の管理に関すること。
- (3) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (4) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (5) 局の危機管理に関すること。
- (6) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) 埋立事業の予算の実施計画、資金計画その他の財政計画に関すること。
- (3) 埋立事業の一時借入金に関すること。
- (4) 埋立事業の請負契約並びに物品の供給及び売却に係る契約に関すること。
- (5) 埋立事業の収入及び支出の認証に関すること。
- (6) 埋立事業の金銭、有価証券及び物品の出納並びにこれらの保管に関すること。
- (7) 埋立事業の棚卸に関すること。
- (8) 埋立事業の決算に係る証書類の保管に関すること。
- (9) 港湾施設使用料及び入港料の徴収に関すること。
- (10) その他局内の経理及び出納に関すること。

政策調整部

政策調整課

- (1) 港湾の基本構想、長期計画及び防災計画の立案及び総合調整に関すること。
- (2) 局の重要施策の企画、進行管理及び総合調整に関すること。
- (3) 臨港地区及び分区の設定に関すること。
- (4) 横浜市港湾審議会に関すること。
- (5) 港湾に関する国庫補助金等の総合調整に関すること。
- (6) 横浜港に係る国際交流に関すること。
- (7) 部内他の課の主管に属しないこと。

新本牧事業推進課

- (1) 港湾区域内の公有水面の埋立免許の取得に関すること。
- (2) 新本牧ふ頭建設事業に係る総合調整、計画及び補償に関すること。
- (3) 埋立区域等における土砂等の受入れに関すること。
- (4) 南本牧ふ頭最終処分場の整備及び調整に関すること（資源循環局の主管に属するものを除く。）。

港湾物流部

物流企画課

- (1) 港湾物流に係る長期計画、整備計画及び防災計画の立案及び進行管理に関すること。
- (2) 港湾の機能強化施策及び国際コンテナ戦略港湾の計画の立案及び進行管理に関すること。
- (3) 港湾物流に係る整備に伴う補償及び調整に関すること。
- (4) 南本牧ふ頭建設事業の総合調整及び推進に関すること。
- (5) 横浜川崎国際港湾株式会社及び横浜港埠頭株式会社が行う施設整備に係る連絡調整に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

物流運営課

- (1) 港湾の機能強化施策及び国際コンテナ戦略港湾の推進に関すること（物流企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾の物流関連施設等の管理運営の基本計画に関すること（山下ふ頭再開発調整室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾施設使用料及び入港料の調査、研究等並びに料率表の作成及び公表に関すること。
- (4) 港湾関係団体、港湾関係労働団体及び船員福祉団体との連絡調整に関すること（他の室及び部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 株式会社横浜港国際流通センターに関すること。
- (6) 横浜川崎国際港湾株式会社に関すること（物流企画課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 横浜港埠頭株式会社に関すること（物流企画課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港湾及び海運その他港湾産業に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (9) 港湾及び海運その他港湾産業に関する情報に基づく船舶及び貨物の誘致推進に関すること。
- (10) 港湾及び海運その他港湾産業に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- (11) 港湾の統計並びにその分析及び解析に関すること。

みなと賑わい振興部

賑わい振興課

- (1) 横浜港のにぎわいの振興に関すること。
- (2) 横浜港のにぎわいの振興に資する港湾施設及び市民利用施設の管理運営に関すること（客船事業推進課及び山下ふ頭再開発調整室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜港のにぎわいの振興を図る事業に係る港湾施設の使用許可等に関すること（客船事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (4) みなとみらい 21 新港地区における緑の環境をつくり育てる条例に基

- づく緑化等の推進に係る協議に関すること。
- (5) 横浜港（みなとみらい 21 新港地区に限る。）の色彩に係る協議に関すること。
 - (6) 横浜ベイサイドマリーナ株式会社に関すること。
 - (7) 公益財団法人帆船日本丸記念財団に関すること。
 - (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

客船事業推進課

- (1) 客船の寄港促進に関すること。
- (2) 大黒ふ頭、新港ふ頭及び大さん橋ふ頭における港湾施設（賑わい振興課及び港湾管理部施設管理課が所管する施設を除く。次号において同じ。）の管理運営に関すること。
- (3) 大黒ふ頭、新港ふ頭及び大さん橋ふ頭における港湾施設の使用許可等に関すること。
- (4) 大黒ふ頭、新港ふ頭、大さん橋ふ頭、山下ふ頭及び本牧ふ頭における市が管理する岸壁の船席の指定に関すること（大黒ふ頭、山下ふ頭及び本牧ふ頭においては客船に係るものに限る。）。
- (5) 大黒ふ頭、新港ふ頭、大さん橋ふ頭、山下ふ頭及び本牧ふ頭における岸壁の使用許可に係る船舶の着岸の立会いに関すること（大黒ふ頭、山下ふ頭及び本牧ふ頭においては客船に係るものに限る。）。
- (6) 国際埠頭施設（大さん橋ふ頭に限る。）の保安の確保のために必要な措置に関すること（建設保全部維持保全課の主管に属するものを除く。）。

整備推進課

- (1) 横浜港のにぎわいの振興に係る長期計画、整備計画及び防災計画の立案及び進行管理に関すること。
- (2) 横浜港のにぎわいの振興を図る事業に係る整備に伴う補償及び調整に関すること。
- (3) 客船事業に係る整備に伴う補償及び調整に関すること。

山下ふ頭再開発調整室

山下ふ頭再開発調整課

- (1) 山下ふ頭の再開発に係る土地の取得及びこれに伴う補償に関すること。
- (2) 山下ふ頭の再開発に係る建築物等の移転及びこれに伴う補償に関すること。
- (3) 新山下地区の土地利用に関すること。
- (4) その他山下ふ頭の再開発に関すること。

港湾管理部

港湾管財課

- (1) 局所管財産の管理及び処分に関すること（他の室、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾台帳に関すること。

- (3) 海岸保全区域台帳の管理に関する事。
- (4) 国有港湾施設の管理受託及び借受けに関する事。
- (5) 横浜市港湾施設条例（平成 30 年 10 月横浜市条例第 52 号）及び横浜市入港料条例（昭和 51 年 12 月横浜市条例第 62 号）の改正等に係る総合調整に関する事。
- (6) 横浜市港湾施設条例に基づく告示に関する事。
- (7) 港湾における IT 化の推進に関する事。
- (8) 横浜港港湾情報システムの管理及び運用に関する事。
- (9) 港湾環境整備負担金に関する事。
- (10) 臨港地区内の構築物の規制及び行為の届出に関する事。
- (11) 臨港地区における緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化等の推進に係る協議に関する事（環境創造局及びみなと賑わい振興部賑わい振興課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 横浜港の色彩に係る協議に関する事（みなと賑わい振興部賑わい振興課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会に関する事。
- (14) 部内他の課の主管に属しない事。

施設管理課

- (1) 港湾施設の使用許可等に関する事（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 海岸保全区域内の工事の許可等に関する事。
- (3) 巡視、清掃及び交通安全対策に関する事。
- (4) 港湾施設の管理運営に関する事（他の室、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 港湾施設の利用の調整並びに作業の調整及び指導に関する事。
- (6) 国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関する事（みなと賑わい振興部客船事業推進課の分掌事務第 6 号に係るもの及び建設保全部維持保全課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 港湾施設の危機管理に関する事（水域管理課の分掌事務第 15 号に係るものを除く。）。
- (8) 風水害の発生時等における港湾施設の利用制限に関する事。

水域管理課

- (1) 港湾区域内の水域利用の総合調整に関する事。
- (2) 港湾区域内の工事等の許可に関する事。
- (3) 港湾区域内の公有水面の埋立免許に関する事（政策調整部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に関する事。
- (5) 海上清掃に関する事。
- (6) 局所属船舶の管理に関する事。
- (7) 放置船舶の対策に関する事。
- (8) 海陸の境界に関する事。
- (9) 入出港船舶の調整に関する事。

- (10) 入出港届に関する事。
- (11) 市が管理する岸壁の船席の指定に関する事（みなと賑わい振興部客船事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 岸壁及び物揚場の使用許可等に関する事（みなと賑わい振興部客船事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 岸壁の使用許可に係る船舶の着岸の立会いに関する事（みなと賑わい振興部客船事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 港長、水先人、引き船等関係機関との連絡調整に関する事。
- (15) 港湾区域内の危機管理に関する事。
- (16) 港内巡視に関する事。
- (17) 沈船等に関する事。
- (18) 流出油事故等の対応に関する事。
- (19) 水域施設の管理運営に関する事。

建設保全部

建設第一課

- (1) 港湾建設工事等に係る設計及び施行並びにこれらの調整に関する事（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾建設工事等に係る現場調査及び指導に関する事（建設第二課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾建設工事等に係る用地の管理に関する事（建設第二課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港湾建設工事等に係る工作物及び施設の維持補修に係る設計及び施行に関する事（建設第二課の分掌事務第4号及び維持保全課の分掌事務第1号から第4号までに係るものを除く。）。
- (5) 港湾建設工事等に係る建設工事用機材の管理に関する事（建設第二課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 国の港湾施設整備事業の推進に係る連絡調整（工事の施行に係るものに限る。）に関する事。
- (7) 港湾建設工事及び再開発事業に係る工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事。
- (8) 港湾建設工事及び再開発事業に係る工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関する事。
- (9) 港湾建設工事及び再開発事業に係る工事検査及び安全管理等に関する事。
- (10) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関する事。
- (11) 部内他の課の主管に属しない事。

建設第二課

- (1) 南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業に係る設計及び施行並びにこれらの調整に関する事（政策調整部及び港湾物流部物流企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業に係る現場調査及び指導

に關すること(政策調整部及び港湾物流部物流企画課の主管に屬するものを除く。)

- (3) 南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業に係る用地の管理に關すること。
- (4) 南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業に係る工作物及び施設の維持補修に係る設計及び施行に關すること(維持保全課の分掌事務第1号から第4号までに係るものを除く。)
- (5) 南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業に係る建設工事用機材の管理に關すること。

維持保全課

- (1) 土木施設の維持保全に係る設計及び施行に關すること(建設第一課の分掌事務第4号及び建設第二課の分掌事務第4号に係るものを除く。)
- (2) 機械設備並びに船舶及び浮棧橋の新設、建造、増設、改修及び維持保全に係る設計及び施行に關すること。
- (3) 電気設備の新設、増設、改修及び維持保全に係る設計及び施行に關すること。
- (4) 上屋その他陸上施設の建築、改修及び維持保全に係る設計及び施行に關すること。
- (5) 土木施設、機械設備、船舶、浮棧橋、電気設備及び上屋その他陸上施設の維持保全に係る現場調査、調整及び指導並びに關係諸機關及び諸団体との連絡調整に關すること(建設第一課の主管に屬するもの及び建設第二課の分掌事務第2号に係るものを除く。)